

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する  
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

## 1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第150回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成22年12月9日に当該改正案が発効される予定となっています。

また、横滑り防止装置（ESC）及びブレーキアシストシステム（BAS）については、安全性向上の観点から備えつけることを義務化することとします。

これらを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）を改正することとしました。

## 2. 改正概要

協定規則の取り入れ及び改正等に伴う事項は以下のとおりです。

- ① 側方灯及び側方反射器の取り付けに係る基準の改正（細目告示別添52関係）  
「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」  
の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 長さ6mを超える普通自動車、長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車及び被牽引自動車、ポールトレーラに適用しています。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- 現行規定では2つの側方灯及び側方反射器の間隔は3m以内としており、車両の構造上の理由により本要件を満たせない場合のみ4m以内としておりますが、当該緩和の条件に扉の開放時に隠れてしまう場合など設計及び車両使用上の状態も追加することを明確化します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ② 配光可変型前照灯に係る基準の改正（細目告示別添52関係）  
「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」  
の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用しています。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- 走行用前照灯の最高光度が225,000cdから300,000cdに改正されたことを受けて、配光可変型前照灯においても最高光度の基準を走行用前照灯と統一し、300,000cdにします。

【適用期日】

○ 施行日より適用します。

③ 再帰反射材に係る基準の改正（細目告示別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」  
の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及びその形状に類する自動車を除く。）に適用します。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

○ 従前の規定では、高さ 1,500mm 以下に取り付けることとしており、車両構造などで取り付け不可の場合は取り付け高さを 2,100mm 以下に緩和しておりましたが、この緩和範囲を 2,500mm 以下に変更します。

【適用時期】

○ 施行日より適用します。

④ 集合式灯火に係る基準の追加（細目告示別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」  
の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【改正概要】

○ 従前、一つの灯火としてみなす集合ランプの要件は、2つの灯火の表面の面積が当該灯火に外接する最小四辺形の面積の 60%以上であるか又は隣接する灯火の距離が 15mm 以下であることとしておりましたが、新たに、集合ランプ全体で最小光度を満たしており、かつ、隣接する灯火の距離が 75mm 以下の灯火については一つの灯火と見なす規定を追加する。

【適用時期】

○ 施行日より適用します。

⑤ 前照灯に係る基準及び前部雾灯の改正（細目告示第 42 条及び第 43 条関係）

「前部雾灯に係る協定規則（第 19 号）」、「放電灯式前照灯に係る協定規則（第 98 号）」、「電球式及び LED モジュール式前照灯に係る協定規則（第 112 号）」、「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」 の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送に供する自動車及び被牽引自動車に適用します。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

○ 放電式、フィラメント式、LED 式、配光可変型の前照灯について、配光測定を行う条件を実車状態に近づけるため、配光測定を行う際の電圧を 13.5V から 13.2V に変更するなど試験条件の変更を行う。

【適用時期】

○ 平成 27 年 12 月 9 日以降に新たに型式の指定等を受ける自動車に適用します。

⑥ 後部雾灯、駐車灯、方向指示器に係る基準の改正（細目告示別添 65、別添 66 及び別添 73 関係）

「後部雾灯に係る協定規則（第 38 号）」、「駐車灯に係る協定規則（第 77 号）」  
及び「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」 の改正に伴い、以下のとおり改正  
します。

【適用範囲】

○ 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送に供する自動車及び被牽引自

動車に適用します。(従前と変更はありません。)

**【改正概要】**

- 非交換式の光源を含む光源モジュールについて、光源モジュール内の電球の不正改造を防止するため、モジュール毎の交換しか出来ないようにし、工具使用の有無に関わらずモジュール内の電球の交換が出来てはならないこととします。

**【適用時期】**

- 施行日より適用します。

⑦ 後退灯に係る基準の改正 (細目告示別添 72 関係)

「後退灯に係る協定規則 (第 23 号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ、そりを有する軽自動車、小型特殊自動車、0.8m以下の自動車以外の自動車(従前と変更はありません。)

**【改正概要】**

- 非交換式の光源を含む光源モジュールについて、光源モジュール内の電球の不正改造を防止するため、モジュール毎の交換しか出来ないようにし、工具使用の有無に関わらずモジュール内の電球の交換が出来てはならないこととします。

**【適用時期】**

- 施行日より適用します。

⑧ 側方灯に係る基準の改正 (細目告示別添 61 関係)

「側方灯に係る協定規則 (第 91 号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 長さ 6m を超える普通自動車、長さ 6m 以下の普通自動車である牽引自動車及び被牽引自動車、ポールトレーラに適用しています。(従前と変更はありません。)

**【改正概要】**

- 非交換式の光源を含む光源モジュールについて、光源モジュール内の電球の不正改造を防止するため、モジュール毎の交換しか出来ないようにし、工具使用の有無に関わらずモジュール内の電球の交換が出来てはならないこととします。

**【適用時期】**

- 施行日より適用します。

⑨ 側方照射灯に係る基準の改正 (細目告示別添 102 関係)

「側方照射灯に係る協定規則 (第 119 号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 自動車に備える側方照射灯に適用します。

**【改正概要】**

- 非交換式の光源を含む光源モジュールについて、光源モジュール内の電球の不正改造を防止するため、モジュール毎の交換しか出来ないようにし、工具使用の有無に関わらずモジュール内の電球の交換が出来てはならないこととします。

**【適用時期】**

- 施行日より適用します。

- ⑩ 二輪自動車の前照灯に係る基準の改正（細目告示別添 53 関係）  
「二輪自動車の灯火器の取り付けに係る協定規則（第 53 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。
- 【適用範囲】
- 二輪車に備える前照灯に適用します。
- 【改正概要】
- 二輪自動車について、車体を傾斜させた際に、前照灯の配光を水平に保つ前照灯装置に関する技術基準を定めます。
- 【適用時期】
- 施行日より適用します。
- ⑪ 制動装置に係る基準の改正（細目告示第 15 条及び第 93 条関係）  
「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。
- 【適用範囲】
- 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する自動車、最高時速 25km/h 以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える制動装置に適用しています。
- 【改正概要】
- 現在任意装着となっている横滑り防止装置（ESC）及びブレーキアシストシステム（BAS）を備え付けることを義務化することとします。
- 【適用時期】
- 新型生産車：平成 24 年 10 月 1 日（軽自動車にあつては平成 26 年 10 月 1 日）以降に新たに型式の指定を受ける自動車
  - 継続生産車：平成 26 年 10 月 1 日（軽自動車にあつては平成 30 年 2 月 24 日）以降に製作される自動車
- ⑫ 前面窓ガラスへの貼付物の基準の改正（細目告示第 39 条、第 117 条、第 195 条関係）  
タクシーに備える車内防犯カメラについて、従前、運転者の視野の確保に支障がないものとして定めている範囲における前面窓ガラスに貼付できるよう、以下のとおり改正します。
- 【適用範囲】
- 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車に備える前面窓ガラスに適用します。
- 【改正概要】
- 運転者の視野の確保に支障がない範囲において、車内防犯カメラを前面窓ガラスに貼付できることとします。
- 【適用時期】
- 施行日より適用します。
- ⑬ その他「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」などについて、形式的な改正が行われたため、国内法令も同様に改正を行います。

### 3. 参考資料

参考 1：国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958 年協定）の概要

参考 2：国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目